

2021年11月12日

各 位

福井コンピュータホールディングス株式会社
代表取締役社長 林 治 克

名古屋高等裁判所金沢支部における控訴審判決結果について

この度、2015年5月14日に死亡した当社元社員の労災認定を国（労働基準監督署）に求めた訴訟の控訴審が名古屋高等裁判所金沢支部にて本月10日（水）に行われ、同日付の判決において、元社員は「長時間労働による『心臓性突然死』と推認できる」とした過労死認定がなされました。

当社は、本判決につきまして大変重く受けとめており、会社として本件を次のように捉えております。

▶ ご遺族との今後について

改めて、ご遺族の方に対してお悔やみ申し上げます。

当社としましては、司法及び労働基準監督署の判断に従い、ご遺族の気持ちに寄り添うことができるよう、最善を尽くして参ります。そのために、ご遺族とお会いする機会を持ちたいと考えております。

▶ 当社における労働環境について

当社は特に近年、労働環境及び長時間労働の改善に向けた取り組みを行っております。

今後も「社員が安全で安心して働くことができる職場環境の整備」に、引き続き取り組んで参りますとともに、二度とこのようなことが起きないように努力して参ります。

以 上